

## 福岡県国土利用計画審議会（第13期第2回）会議録

### 1. 日 時

平成25年2月7日（木）15：00～16：15

### 2. 場 所

県庁行政棟 特1会議室

### 3. 出 席 者

別添資料のとおり

### 4. 議事要旨

- 開 会
- 議 題

#### （1）土地利用基本計画について

（事務局から、制度概要及び審議会の意見聴取の考え方について説明）

会長： 制度が非常に複雑だが、ご説明いただいたとおり、土地利用基本計画は、個別規制法で決められたことを全体として反映するという位置づけであるため、個別の地域については個別規制法の審議会で決まっているのが前提である。ここで具体的な計画を決定するわけではなく、示された原案について何らかの意見を述べていただく、具体的には総合調整や問題提起といった観点からの意見をここで述べていただくのが審議会の位置づけであると考えられる。ここまで何かご意見、ご質問等はないか。

委員： もし何か意見が出た場合は最終的にどのように調整されるのか。

事務局： 意見の内容によるかと思うが、基本的には規制法担当課に意見として出す。法的にどうこうしなければならないという義務はないが、それを踏まえて検討するという形になる。

委員： 個別法に委ねられるということか。

事務局： 個別法もそれぞれの立法目的なり趣旨が決まっているので、ここで言われた意見が立法趣旨と違うのであれば、そこで調整が出来るかどうかという問題は出てくる。

会長： 個別規制法の決定手続きは終わっているのか。先ほど、ほぼ同時期にということであったが。

事務局： 終わっているものもあれば、終わっていないものもある。

委員： ここで出た意見が、また個別法で議論されるものもあれば、されないものもあるということか。

事務局： 再度審議会で議論されることもあるかもしれない。制度上、個別規制法の結論を否定することは難しいと思うが、それを越えたところの視点での議論をしていただきたいというのが法の趣旨である。

会長： 本来なら個別規制法で決定する前に意見を述べて、その後全体に決定するのが合理的かと思うが。

委員： どのように意見が反映されたのかというところに興味がある。

事務局： 国の指針などみていると、現実的にも個別規制法が先行するところがあるが、個別法変更の際の縦覧手続きや意見聴取のような意見があるか、それを踏まえたところで大所高所の論議をしている。

員： 5地域を跨いで問題の調整というのは、社会的に開拓しない事案かと考えられる。そうすると今の日本社会を見ると、というよりは、開発意欲の減退によっていろんな問題が生じて問題になるのではないかと感じており、今いう疑問をもっている。たとえば市街化区域は市街化を目的として放置された土地などがある。それに対して利権で利用を促進してきた経緯はあるが、これ以降の日本は、しろ市街地では住宅地でも商業地でも空家などがあつて、いる。そうすると、いうことだが、そういうことで、も言わずに役目を果たすのかということで疑問がある。

( ) 平成24年度福岡県土地利用基本計画の変更（案）について  
(事務局から、計画図の変更（案）について説明)

員： 整理番号6の北九州森林地域の介護老人福祉施設に地区計画に基づくものではなく、建物自体が公共の福祉にあたのか。地域全体を開発するということではないのか。

事務局： 個別の案件として許可されたもので、地区計画に基づき発を行うということではない。

員： 整理番号1の宗像都市地域について、都市計画制度が問題は不公平ということいろいろあるが、旧玄海町全部が地区計画で対応するとのとだが、他にもそのような所ばかり方に見え

事務局： 久留米市が同じような状況である。

員： 玄海地域は世界遺産の登録をにらんでの調整区域かとなかったのか。

事務局： もともとは玄海地域が宗像市と合併した際、平成21年ことを計画していたが、当時は住民の制度への理解が少なかつた。丁度、その時期に準都市計画区域の制度が上位区域を設定した。その後、約100回の説明会が千人くらいになっている。

意見としては資産価値の低下や今の準都市計画区域のという意見も出ていたが、市としては概ね住民の理解を行なっており、概ね住民の理解も進んでいるとの判断で、

員： 左下はかなり市街化区域が迫っているが、の辺も調整

事務局： そのとおりである。

委員：地区計画以外の部分で既存宅  
うが。

事務局：編入されてから 6か月以内に  
度がある。

委員：それで調和を図るということ  
会長：今ある集落を市街化区域に指  
事務局：それも検討したようだが、人  
街化区域にすることができるない

委員：自然をある程度残したいとい  
事務局：貴重な資源もあるので、そこ  
委員：整理番号2の芦屋都市地域に  
事務局：芦屋町は町全域を都市計画区  
オーブン指定をしているので特  
の海域を含まない運用となっ  
ることになる。

委員：もし砂が無くなれば、縮小の  
事務局：そういうことになる。

委員：現状は国の土地なのか。  
事務局：昨年12月に地方自治法の告  
委員：飛砂があるので防ぎたいとの  
ういう管轄に入れるというこ  
事務局：臨港地区に指定し、植林をし  
委員：他の海浜の場合は国有地であ  
業を入れたほうが良いのではな  
えられるのか

都市計画課：臨港地区指定の経緯だが、芦  
で港湾の緑地ということで位置  
区域の臨港地区にしたいと考え  
委員：国の土地ではなく、町の土地  
都市計画課：そういう制度が利用出来るの  
会長：制度上の問題として町の土地  
委員：砂浜がこの状態になったのは  
事務局：平成6年頃、芦屋港が竣工し  
委員：これから広がることも考えら  
委員：地質の観点から言うと、この  
はない。

委員：臨港地区として開発するのは  
都市計画課：港湾事業の緑地として、そこ  
にしたいと考えている。

委員：松林などになるのか。  
都市計画課：松林や散策路などになると考  
委員：狭い利用になるわけか。港湾

都市計画課： 限定するわけではなく、住民の人にもオープンできるスペースにしたい。

委 員： 区分としてはそういう区分なのか。

事務局： この地域には海浜公園があるため、そこと一体として利用するのではないか。

委 員： それも都市地域になるのか。

事務局： そこは既に都市地域に入っている。海浜公園なので。

委 員： 整理番号1の宗像都市地域について、島は含まれないのか。

事務局： 島は対象外である。

委 員： せっかくなら一緒にすればいいと思うが。

委 員： 島は国立公園などになっているのか。

自然環境課： 一部公園に入っている。

会 長： 他に何かご意見はないか。他にないということであれば、平成24年度土地利用基本計画の変更案について意義なしということでよろしいか。  
それでは意見がないということで、この案件に対しては「案のとおり決定することが適當である」旨を知事に答申したいと思う。

(3) その他  
(特になし)

○閉 会